

★役員報酬等比較表(案)

①常勤役員の場合

	山梨県		大阪府		静岡県		秋田	山梨大学
	案①	案② 特例反映	標準	特例措置反映	標準	H21人事委勧告反映		
理事長							年俸1,900万円～2,100万円	1,066,000
基本給(月額)	1,200,000	1,056,000	1,140,000	912,000	750,000	743,000		5,437,000
賞与(6月)	2,772,000	2,772,000	2,599,200	2,209,320	1,576,875	1,562,158		
賞与(12月)	3,132,000	3,132,000	2,941,200	2,500,020	1,794,375	1,777,627		
通勤手当	支給	支給	支給	支給	支給	支給	支給	支給
年収	20,304,000	18,576,000	19,220,400	15,653,340	12,371,250	12,255,785	—	18,869,000
副理事長							年俸1,300万円～1,500万円	
基本給(月額)	924,000	840,840	912,000	762,600	600,000	594,000		
賞与(6月)	2,134,440	2,134,440	2,209,320	1,908,360	1,261,500	1,248,885		
賞与(12月)	2,411,640	2,411,640	2,399,400	2,159,460	1,435,500	1,421,145		
通勤手当	支給	支給	支給	支給	支給	支給	支給	
年収	15,634,080	14,636,160	15,679,800	13,219,021	9,897,000	9,798,030	—	
理事			非常勤役員	非常勤役員			年俸1,400万円以下	922,000円～654,000円
基本給(月額)	781,200	710,892			500,000	495,000		4,568,187円～3,240,341円
賞与(6月)	1,804,572	1,804,572			1,051,250	1,040,738		
賞与(12月)	2,038,932	2,038,932			1,196,250	1,184,287		
通勤手当	支給	支給			支給	支給	支給	支給
年収	13,217,904	12,374,208			8,247,500	8,165,025	—	15,632,187円～11,088,341円
監事			非常勤役員	非常勤役員	非常勤役員	非常勤役員	非常勤役員	728,000円～654,000円
基本給(月額)								3,606,985円～3,240,341円
賞与(6月)								
賞与(12月)								
通勤手当								
年収								12,342,985円～11,088,341円
理事長の報酬月額 の考え方	現状の報酬月額1,200,000円	現状の報酬月額1,200,000円 ×特例措置(▲12%)= 1,056,000円	—	報酬月額1,140,000円×特例 措置▲20%=912,000円	—	報酬月額743,000円 ※H21給与改定▲0.1%	年俸制 秋田県では、先行例として、大 学があり、それに習った形で導 入したもの。 大学職員も年俸制(派遣職員 も同様)だが、秋田県職員に年 俸制を採用している例は無い。	—
賞与支給額の考え方	給与月額×1.2×4.1(支給率)	給与月額(特例措置前)×1.2 ×4.1(支給率)	給与月額×1.2×4.05(支給 率)	給与月額(特例措置前)×1.2 ×4.05(支給率)	(給与月額×0.45+給与月額) ×3.1(支給率)	(給与月額(人勸反映)×0.45 +給与月額(人勸反映))×3.1 (支給率)	—	(給与月額(人勸反映)×0.2 +給与月額(人勸反映)× 0.25)×3.165
退職金の支給	※静岡の例を参考 在職期間1年×基本報酬月額 引き続き山梨県職員、法人役 員に在職した場合、又解任さ れた場合、支給無し。	同左	無し ※府出資法人の役員の退職 手当は、H11.4から廃止(大阪 府ルール)	同左	在職期間1年×基本報酬月 額 引き続き静岡県職員、法人 役員に在職した場合、又解任 された場合、支給無し。	同左	無し	在職期間の1月につき、俸 給月額×125%を乗じた額 引き続き、国家公務員及び 本学の常勤職員になった場 合、支給しない。
人事委勧告の反映	一般職員に対する人事委勧告 の内容を踏まえ見直しを行う。	人事委勧告の内容を踏まえ、 知事等の給与の特例を反映さ せる。	○期末手当(4.4→4.05)	同左	○賞与 6月 160→145	○基本報酬額 理事長 750,000→743,000 副 " 600,000→594,000 理事 500,000→495,000 ○賞与 12月 175→165	無し 理由(役員は、就業規則適用 外の使用者の立場であり、業 績評価でのみ増減する。)	賞与の特例 ・期末特別6月(160→145) ・期末特別12月(175→ 171.5)
給与等の特例	無し	○報酬(H21.4～H23.9) 理事長 ▲12% 副理事長 ▲9% 理事 ▲9% ※知事等の特例と同様	無し	○報酬(H20.8～H23.3) 理事長 ▲20% 副理事長 ▲18% ○賞与(H18.6～H22.12) 理事長 ▲15% 副理事長 ▲10%	無し	無し		
業績評価による増減	★評価委員会が行う業績評価 の結果を勘案し、理事長自ら が決定し、12月賞与を10%以 内で増減させる。 病院職員との兼務役員につ いては、職員給与規程に基づ く、賞与を支給。	同左	※業績評価の結果によっ ては、賞与10%以内の増減有 り。 評価委員会が行う業績評価 の結果を勘案し、理事長自ら が決定し、12月の賞与に反映 させる。兼務役員については、 適用無し。増減実績無し。	同左	※業績評価の結果によっ ては、賞与20%以内の増減有 り。 評価委員会が行う業績評価 の結果を勘案し、理事長自ら が決定し、12月の賞与に反映 させる。兼務役員については、 適用無し。増減実績無し。	同左	※業績評価の結果によっ ては、増減有り。(規程無し:担当 より聞き取り)	※業績評価の結果によっ ては、期末特別手当10%の以 内の増減有り。
役員間の給与格差	県特別職(知事・副知事・公営 企業管理者)の役職間の給与 比率を採用 副理事長77%、理事65.1%	同左	副知事=理事長 出納長=副理事長	同左	県特別職、静岡県立大学の特 別職の報酬額を参考にした。	同左		
職員との兼務	職員と兼務の場合、職員給与 の支給ルールで、給与等を支 給。	同左	職員と兼務の場合支給無し	同左	職員と兼務の場合支給無し	同左	職員と兼務の場合支給無し	

※県及び県立病院機構を退職した職員については、年金等の受給を踏まえ、理事長が別に定める。(他の県職員OB等を参考とする。)

②非常勤役員の場合

非常勤役員手当	山梨県	大阪	静岡	秋田	山梨大学
副理事長	—	—	—	—	—
理事	月額50,000円	月額50,000円	月額150,000	日額32,000円	月額206,000円※地域手当加算あり
監事	月額50,000円	月額50,000円	月額100,000	年額900,000円	月額206,000円※地域手当加算あり
費用弁償	支給	支給	支給	支給	支給

③県特別職等の状況

区分	原則	特例反映○	
知事	基本給(月額)	1,260,000	1,108,800
	賞与(6月)	2,910,600	2,910,600
	賞与(12月)	3,288,600	3,288,600
	通勤手当	支給	支給
	年収	21,319,200	19,504,800
副知事	退職金	退職日の属する月の給料月額×	同左
	基本給(月額)	970,000	882,700
	賞与(6月)	2,240,700	2,240,700
	賞与(12月)	2,531,700	2,531,700
	通勤手当	支給	支給
公営企業管理者	年収	16,412,400	15,364,800
	退職金	退職日の属する月の給料月額× 0.45×在職月数	同左
	基本給(月額)	820,000	746,200
	賞与(6月)	1,894,200	1,894,200
	賞与(12月)	2,140,200	2,140,200
副知事	通勤手当	支給	支給
	年収	13,874,400	12,988,800
	退職金	退職日の属する月の給料月額× 0.35×在職月数	同左
	基本給(月額)	820,000	746,200
	賞与(6月)	1,894,200	1,894,200
公営企業管理者	賞与(12月)	2,140,200	2,140,200
	通勤手当	支給	支給
	年収	13,874,400	12,988,800
	退職金	退職日の属する月の給料月額× 0.35×在職月数	同左
	基本給(月額)	820,000	746,200

※賞与(期末)の支給率は、4.1(6月1.925、12月2.175)。
 ※給与の特例(知事▲12%、その他▲9%)

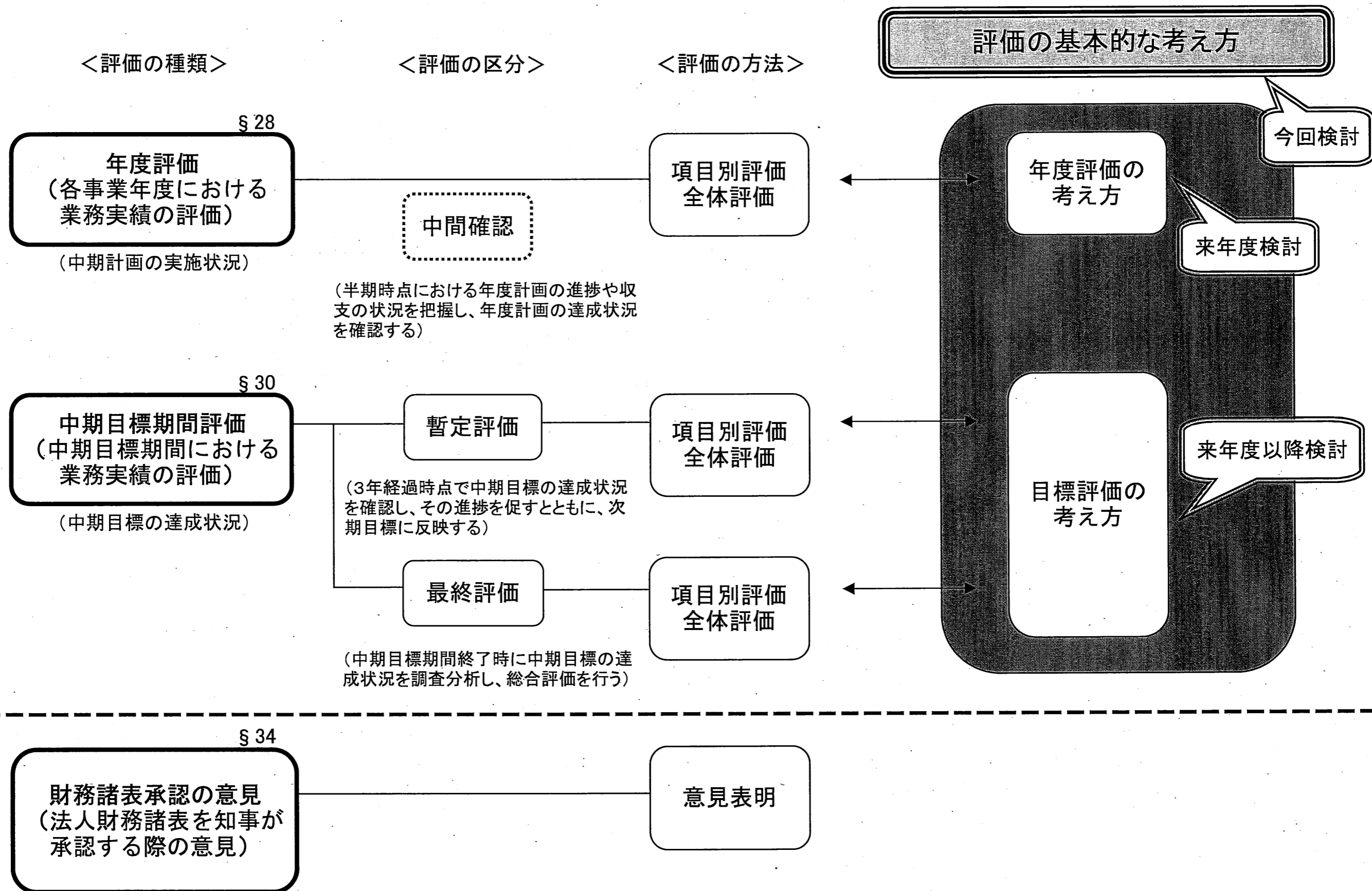
●特別職の特例措置の変遷

区分	内容	改定理由
H16.1	知事5%、出納長等3% H16.1～H17.12	H14から続く、一般職の給与改定(H14▲1.99、H15▲1.06)と2年続いた為、特別職についても実施。
H18.1	知事10%、副知事等7% H18.1～H21.12	管理職給料月額▲2%及び管理職手当▲25%の独自削減に伴い、特別職給与の削減率を引き上げ、行政改革を推進していく上で、県民生活に影響が見込まれる。痛み分けが必要。
H21.1	知事12%、副知事等9% H21.1～H23.9	一般職▲2%、管理職▲4%と併せ、特別職給与の削減率を引き上げ。

④参考条文

区分	項目	条文
地独法第47条	役員及び職員の身分	1 特定地方独立行政法人の役員及び職員は、地方公務員とする。
地独法第48条	役員の報酬等	1 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
		2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
		3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。
地独法第49条	評価委員会の意見の申出	1 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。
地独法第50条	役員への服務	1 特定地方独立行政法人の役員(以下この条において単に「役員」という。)は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。 3 役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

地方独立行政法人山梨県立病院機構における評価体系イメージ（案）



地方独立行政法人法（抜粋）（平成15年法律第118号）

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

<中略>

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第28条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

<中略>

（財務諸表等）

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第99条第8号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（抜粋）

（各事業年度に係る業務の実績報告）

第7条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について評価委員会（県が法第11条第1項の規定に基づき法人に関する事務を処理させるため設置した当該法人に係る地方独立行政法人評価委員会をいう。以下この条及び第9条において同じ。）の評価を受けようとするときは、年度計画に記載した事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に当該法人に係る評価委員会に提出しなければならない。

<中略>

（中期目標に係る業務の実績報告）

第9条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後三月以内に当該法人に係る評価委員会に提出しなければならない。

<中略>

（財務諸表）

第11条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第1条第3項の規定により総務大臣が別に公示する地方独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（財務諸表等の閲覧期間）

第12条 法第34条第4項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 次号に掲げる法人以外の法人 五年
- 二 法第六十八条第一項に規定する公立大学法人 六年

地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る評価の基本的な考え方（案）

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会
平成 2 2 年 月 日 決定

1. 趣旨

地方独立行政法人法第 28 条及び第 30 条の規定に基づいて地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の業務実績の評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 評価の基本方針

- (1) 評価の目的は、法人の業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化に資することとする。
- (2) 評価の結果は、県民に分かりやすく中期目標の達成に向けた法人の取組状況や達成状況を示すこととする。
- (3) 評価に当たっては、業務の質の向上等の特色ある取り組みや様々な工夫を特に積極的に評価することとする。
- (4) 評価の方法は、法人を取り巻く環境の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。
- (5) 法人の業務運営のあり方が、一層適切なものとなるよう、必要に応じて計画等の見直しについて意見を提出することとする。

3. 評価の種類

- (1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）
年度評価は、各事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。
なお、各事業年度の半期時点において、年度計画の進捗や収支の状況を把握し、年度計画の達成状況を確認する。
- (2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）
中期目標期間評価は、中期目標期間における中期目標の達成状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。
なお、中期目標の達成状況を目標期間途中で確認し、その進捗を促すとともに、達成状況を次期中期目標に反映させるため、3年経過時点で暫定的な評価を行う。

4. 評価の方法

- (1) 評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時及び中期目標期間中途に実施する「中期目標期間評価」とも、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、年度計画の記載事項、中期計画の記載事項ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに評価委員会が評価を行う。「項目別評価」は、S・A～Dの5段階で評価を行う。
- (3) 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の全体的な進捗状況、中期目標の全体的な達成状況について総合的に評価する。
- (4) 「年度評価」及び「中期目標期間評価」に係る評価基準等は、別に定める。

5. 評価の進め方

- (1) 報告書の提出
法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3ヶ月以内に、自己評価を含む当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。
- (2) 評価の実施
評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績の調査及び分析を行い、総合的な評価を行う。
- (3) 意見申立て機会の付与
評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立て機会を付与する。
- (4) 評価結果の公表
評価委員会は、評価結果を確定した際には、結果を法人に通知し、知事に報告するとともに、県ホームページにおいて公表する。

6. その他

この「基本的な考え方」については、評価委員会で協議し、改正することができる。

大阪府地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について

平成17年2月21日決定
平成20年8月29日改定
大阪府地方独立行政法人評価委員会

大阪府地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)において、地方独立行政法人(以下「法人」という。)の評価を実施するに当たっては、以下の考え方に基づくものとする。

年度評価については、この「基本的な考え方」のほか、各法人の「年度評価の考え方」に基づき実施する。

1 基本方針

- (1) 法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することを目的に評価を行う。
- (2) 府民への説明責任を果たす観点から、評価を通して、中期目標及び中期計画の達成状況や実施状況を分かりやすく示す。
- (3) 中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう、必要に応じて見直しを求める。
- (4) 法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直す。

2 評価方法

評価は、各事業年度終了後に「年度評価」、中期目標期間終了後に「中期目標期間評価」を実施するものとし、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

(1) 年度評価

中期計画及びそれに基づく年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。

①項目別評価(小項目評価)

法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに評価委員会において、検証・評価または進捗状況の確認を行う。法人の自己評価及び評価委員会における評価は、I～Vの5段階で行う。

②項目別評価(大項目評価)

小項目評価の結果及び特記事項の記載をもとにS・A～Dの5段階による評価を行う。

③全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について記述式により総合的な評価を行う。

(2) 中期目標期間評価

中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。

①項目別評価(大項目評価)

各事業年度の評価結果を踏まえつつ、当該期間における中期目標の達成状況を調査分析し、その結果を考慮して、次のとおりS・A～Dの5段階による評価を行う。

S: 特筆すべき達成状況

A: 目標どおり達成

B: おおむね目標どおり達成

C: 目標を十分には達成できていない

D: 目標をまったく達成できていない

②全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式により総合的な評価を行う。

③公立大学法人の評価

公立大学法人の中期目標期間評価に当たっては、認証評価機関の評価結果を踏まえる。

3 評価結果の活用

- (1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組む。
- (2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各年度の評価結果を活用する。
- (3) 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえる。

4 評価の進め方

(1) 報告書の提出

法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。

(2) 評価の実施

評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査分析し、総合的な評定を行う。評価結果は、知事が9月定例府議会に報告できるように決定する。

(3) 意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果(案)に対する意見申し立ての機会を付与する。

5 目標・計画を策定する際の留意点

目標・計画を策定する際、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。数値目標の設定が困難な場合は、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫するものとする。

秋田県地方独立行政法人の業務実績に係る評価基本方針

平成17年7月13日
 改正：平成18年7月20日
 秋田県地方独立行政法人評価委員会

秋田県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）において知事所管の地方独立行政法人（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。

1 評価の趣旨

(1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）

各事業年度において、中期計画に定められた各項目の実施状況の調査・分析結果を踏まえ、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。

(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）

中期目標期間終了時において、中期目標に掲げた各項目の達成状況について評価を行い、組織及び業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討に資する。

2 評価の基本的な考え方

(1) 事業年度評価

- ① 中期計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その実施状況を明らかにする。
- ② 中期計画の実施状況等を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等多面的な観点から法人全体を評価し、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。
- ③ 必要に応じ、中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう、見直し、修正を求める。

(2) 中期目標期間評価

- ① 中期目標、中期計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その実施状況を明らかにする。
- ② 中期目標の達成状況等を踏まえ、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。
- ③ 組織及び業務全般にわたる見直しについて検討するとともに、必要に応じ、次期中期目標期間の業務実施に当たって留意すべき点等について、知事に意見を述べる。

3 評価方法

法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととし、事業年度評価においては、中期計画に定められた各項目の毎事業年度の実施状況を、中期目標期間評価においては、中期目標及び中期計画に定められた各項目についての達成度を、それぞれ確認するとともに（項目別評価）、項目別評価の結果を踏まえ、法人の全体的な評価（全体評価）を行う。

(1) 事業年度評価

(イ) 項目別評価

- ・評価に当たっては、業務の達成度と業績の内容を総合的に勘案して行う。
- ・中期計画の各項目ごとに次の5段階で評価を行う。
 - S：特に優れた実績を上げている。
 - A：年度計画を順調に実施している。
 - B：年度計画を概ね順調に実施している。
 - C：年度計画を十分に達成できていない。
 - D：業務の大幅な改善が必要である。
- ・評価結果の説明に併せ、必要に応じ特筆すべき事項を記述する。

(ロ) 全体評価

- ・項目別評価の結果等を踏まえ、事業の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。

(2) 中期目標期間評価

(イ) 項目別評価

- ・評価に当たっては、業務の達成度と業績の内容を総合的に勘案して行う。
- ・中期計画に定められた各項目ごとに達成度の評価を行い、これを踏まえて、中期目標の各項目ごとにその達成度につき、次の5段階で評価を行う。
 - S：特に優れた実績を上げている。
 - A：中期目標を十分に達成している。
 - B：中期目標を概ね達成している。
 - C：中期目標は十分には達成できていない。
 - D：業務の大幅な改善が必要である。
- ・評価結果の説明に併せ、必要に応じ特筆すべき事項を記述する。

(ロ) 全体評価

- ・項目別評価の結果等を踏まえ、事業活動全般、業務運営（財務、人事等）などの法人の業務全体にわたる横断的な観点から、法人の業務の実績について評価する。
- ・次期中期目標期間の業務実施に当たって、法人の組織、業務等のあり方について、業務の必要性等の観点からも評価する。

4 事業年度評価の具体的な実施方法

- (1) 各法人は、毎年6月末までに財務諸表、事業報告書等を知事に提出する。
- (2) 提出された上記報告書等をもとに評価委員会が評価するに当たっては、法人からその業務の実績、自己点検等について、ヒアリングを実施する。
- (3) 評価委員会は毎年8月末に評価結果を決定する。

年度終了	3月 末	○年度事業の終了
評価準備	5月～6月	評価委員会 ○評価基準等の検討
実績報告	6月 末	○財務諸表、事業報告書等提出 (提出期限 事業年度終了後3カ月以内→6月末)
評 価	7月～8月	評価委員会 ○評価基本方針・評価基準の決定 ○法人からの実績ヒアリング ○補足資料検討・要請 評価委員 ○補足資料検討・各委員による評価 評価委員会 ○評価結果のとりまとめ・決定 ○評価結果の通知
報告公表	9月	○議会報告・公表

5 その他

個別の評価基準については別に定めるものとする。

なお、本基本方針については、事業年度評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、評価委員会の協議を経て見直すことができるものとする。

各事業年度における業務実績等に関する評価等スケジュール

H23年度以降											H22年度～		
時期	4月～		6月末		7月上旬		7月下旬		8月中下旬		9月	秋頃	
種別	業務実績	財務諸表	業務実績	財務諸表	業務実績	財務諸表	業務実績	財務諸表	業務実績	財務諸表	業務実績	財務諸表	中間確認
評価委員会					評価委員会(1回目) 報告書の調査、検討 法人へのヒアリング	検討	評価委員会(2回目) 評価(案)の作成		評価委員会(3回目) 評価決定 結果通知 結果報告 公表	意見			評価委員会 確認
法人	報告書作成	作成 監査	報告書提出	提出	評価委員会からのヒアリング		評価(案)に対する意見の申し出		評価を業務に反映	公告 閲覧			当年度計画の半期時点での進捗・収支状況作成、提出
県						評価委員会に意見聴取				意見を踏まえ承認			評価結果を議会報告

地方独立行政法人における中期目標、中期計画、年度計画

種 類	作成者	意 義	記載事項	作成手続き
中期目標	知事	法人が達成すべき業務運営に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の期間 ・提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ・業務運営の改善及び効率化に関する事項 ・財務内容の改善に関する事項 など 	知事が、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て定める。
中期計画	法人	中期目標に基づき作成する中期目標を達成するための計画	<ul style="list-style-type: none"> ・提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・予算、収支計画及び資金計画 など 	法人が作成し、知事の認可を受ける。 知事は、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て認可する。
年度計画	法人	中期計画に基づき作成する事業年度の業務運営に関する計画	「山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則」で定める。 (「中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない」)	法人が作成し、知事に届け出る。

中期計画分(案)

平成22年 月 日

山梨県知事 横内 正明 殿

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会
委員長 今井 信吾

意見書

地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る中期計画(案)について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第26条第3項の規定に基づく地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第26条第1項の規定に基づく中期計画については、別添のとおり認可することが適当である。

業務方法書分（案）

平成22年 月 日

山梨県知事 横内 正明 殿

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会
委員長 今井 信吾

意 見 書

地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る業務方法書(案)について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づく地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第22条第1項の規定に基づく業務方法書については、別添のとおり認可することが適当である。

役員報酬等分（案）

平成22年 月 日

山梨県知事 横内 正明 殿

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会
委員長 今井 信吾

意 見 書

地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る役員の報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第49条第2項の規定に基づく地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第48条第2項の規定に基づく役員の報酬等の支給基準については、意見の申し出はない。